

特別職推挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の会長、副会長、名誉会長、顧問及び参与等の特別職（以下「特別職」という。）の推挙に関する事項について、定款第30条に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2章 特別職の名称及び推挙

(名称及び推挙の対象)

第2条 特別職については、定款に定める目的の達成のために理事会が必要と認めたとき及び本協会役員・加盟団体長を退任した場合に推挙するものとし、役職及び対象者は次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長

関係機関・団体の代表者とし、本協会の目的の達成及び事業の遂行にあたり、理事会が特に協力を要請することが必要と認めた場合であることとする。

(2) 名誉会長

公益財団法人移行前の本協会における会長経験者及び移行後の会長・理事長経験者とする。

ただし、理事会の決議により終身名誉会長とすることができる。

(3) 顧問

公益財団法人移行前の本協会における副会長経験者、移行後の副会長・副理事長及び業務執行理事経験者とし、退任時において60歳以上であることとする。

ただし、理事会の決議により名誉顧問とすることができる。

(4) 参与

①本協会役員経験10年以上であること。

②専務理事又は事務局長経験者であること。

③本協会加盟団体長を10年以上務めた者であること。

(推挙)

第3条 特別職の推挙については、理事長が理事会に推挙するものとする。前条第3号及び第4号について、理事会が本協会の発展に寄与したと認めたときは、規定に拘わらず推挙することができる。

2 理事会において選任された特別職については、評議員会において報告する。

第3章 雑則

(本規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改定